

令和8年度 御所市共同募金委員会 共同募金助成要領

令和8年度共同募金助成金は、「御所市共同募金委員会助成要綱」（以下、「要綱」という。）に基づくほか、本要領により助成する。

第1 助成年度

令和8年度共同募金助成金は、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）に実施する事業に対して助成する。

第2 助成財源

令和7年度一般募金及び歳末たすけあい募金を助成財源とし、総合的に調整を図りながら、助成決定は財源別に行う。

第3 助成概要

1 助成対象

- (1) 御所市内に活動拠点があり、少なくとも1年以上活動実績がある各種団体
- (2) 御所市内に活動拠点があり、少なくとも1年以上活動実績がある社会福祉関係施設（要綱第4条に該当する施設を除く）
- (3) 御所市ボランティアセンター登録団体で、市民の福祉向上のために活動し、少なくとも2年以上の活動実績がある団体
- (4) 御所市内の小中学校及び高校

2 助成対象事業

- (1) 助成対象とする事業は、要綱第3条に規定する事業で、下記に該当する事業とする。
 - ①高齢者、障害児者の福祉の向上を目的とした事業
 - ②地域で暮らす高齢者、障害児者の日常生活を支援することを目的とした事業
 - ③地域でのボランティア活動事業を目的とした事業
 - ④地域で暮らす子どもの支援を目的とした事業
 - ⑤その他、社会福祉や地域の活性化を目的とした事業（助成目的に沿った事業）
- (2) 下記に該当する事業は、助成対象外とする。
 - ①地方公共団体が経営しまたはその責に属するとみなされる事業
 - ②社会福祉を目的としていても、政治、宗教等の手段として行う事業、又は構成員の相互共済を主たる目的とする事業
 - ③営利を目的とする事業
 - ④助成の効果がないと認められる事業

第4 助成種別

助成種別は、要綱第7条第1項に規定するものとする。

1 団体助成・施設公募助成・一般公募助成

(1) 対象事業

助成対象団体ならびに施設において実施する次の事業を主な対象とする。

- ①地域住民の理解と協力を得ながら、公的制度では対応できない福祉サービスを提供する事業
- ②地域住民や福祉等関係者などを対象とした各種啓発、研修等の事業
- ③地域福祉の課題を解決するために関係団体と連携して行う事業
- ④地域福祉、更生保護及びその他社会福祉の向上を目的とする事業にかかる備品購入事業
- ⑤機関誌・広報誌発行事業（ただし、会員・構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業に限る）

(2) 対象経費

前項（1）に定める事業の実施に直接要するものを対象とする。ただし、会員同士の親睦を目的とした懇親会等の食事代、茶菓子代は対象外とする。

(3) 助成限度額

- ①団体助成は、各団体の会員数、活動内容等を勘案し、審査委員会において決定した額とする。
- ②施設公募助成は、1施設につき10万円を上限とし、総額40万円とする。
- ③一般公募助成は、1団体につき5万円を上限とし、総額40万円とする。

2 学校助成（ボランティア活動育成事業）

(1) 対象事業

御所市内の小中学校・高校等において実施するボランティア教育に関する次の事業を主な対象とする。

- ①高齢者施設・障がい者施設利用者の交流
- ②地域住民との多世代交流
- ③地域の清掃活動

(2) 助成限度額

助成は1校につき1.5万円を上限とし、総額21万円とする。

3 歳末たすけあい助成

(1) 対象事業

御所市社会福祉協議会において行われる次の事業を主な対象とする。

- ①小地域活動推進事業

70歳以上の独居高齢者訪問（御所市民生児童委員協議会への委託事業）ならびに独居高齢者・障がい者宅への配食事業（ボランティア団体への委託事業）

②きらっこひろば

心身の発達に不安のある未就学児を対象とした療育教室（月1回開催）

③広報誌発行事業

「ごせ社協だより」発行（年2回）

④ボランティアセンター活動事業

御所市ボランティアセンターの運営

⑤心配ごと相談事業

「心配ごと相談」（月2回開催）の運営

⑥ボランティア活動保険助成事業

ボランティアセンター登録団体に対する「ボランティア活動保険」保険料の一部助成

⑦活動運営費

コミュニティサロン「てとてと」及びみんなのほっとスペース「い〜ばしょ」の運営、ボランティア団体活動支援等

(2) 助成限度額

助成額については、審査委員会において決定した額とする。

4 その他の助成

(1) 対象事業

地域福祉推進活動事業

御所市社会福祉協議会における広報活動（ホームページ運営等）、災害ボランティアセンター運営ならびに各種団体の活動のための環境整備事業を主な対象とする。

(2) 助成限度額

助成額については、審査委員会において決定した額とする。

第5 助成申請及び助成決定、助成金の交付等

1 助成申請の受付

助成を受けようとする団体・施設等は、本会が定める日までに、「令和8年度 共同募金助成金申請書」に係る書類を添えて本会に提出しなければならない。

2 助成の決定

(1) 本会において申請内容を審査（必要に応じ、聞き取り調査等を実施）したうえで、審査委員会における助成案の審査を経て、運営委員会が承認する。

(2) 助成決定又は非決定については、申請者に通知書により通知する。

3 助成決定後の手続き

(1) 助成決定を受けた団体等は、事業完了後、本会が定める日までに「令和8年度 共同募金助成金実績報告書」「令和8年度 共同募金助成金交付請求書」ならびに領収書やレシートの写し、事業実施の様子がわかる写真を提出しなければならない。

本会において実績報告を確認のうえ、審査委員会において審議を行い、助成額を確定し、助成決定を受けた団体等へ助成金を送金する。

(2) 助成金の交付時期は事業完了後とする。

第6 助成金の取り消し又は返還

以下に該当した場合は、助成の取り消しまたはその全部もしくは一部の返還を求める。

- (1) 助成金にかかる経理が不明確であるとき
- (2) 助成決定後、事業を停止または休止したとき
- (3) 助成金を指定した事業以外に使用したとき
- (4) 虚偽の助成申請または実績報告がされたとき
- (5) 審査委員会の指示に従わなかったとき

第7 助成の明示

事業を実施する際には、共同募金を財源にした事業であることをチラシ等に明示すること（例：「本事業は赤い羽根共同募金の助成を受けて実施しています」等）。また、物品を購入した場合には赤い羽根共同募金シールを貼付すること。

第8 助成事業の中止・変更

何らかの理由で事業が実施できない場合、計画していた事業内容を変更する場合、助成金額を減額する場合は、本会へ相談のうえ、必要に応じて書類を求める。

第9 赤い羽根共同募金活動への参加

助成事業は、戸別募金や街頭募金、法人募金など、御所市民の皆さまのご協力で集まった寄付金が財源のため、助成団体、施設に対し、赤い羽根共同募金運動への理解ならびに募金活動への参加・協力を求める。